

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異公表資料

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く

正社員：無期社員

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託を含む。派遣社員は該当なし

※パートタイマーは3時間勤務。人数換算はなし。

□男女賃金の差異

全労働者	47.9%
正社員	78.1%
パート・有期社員	57.2%